

各障害福祉サービス事業者等

代表者 様

福祉部障がい福祉課長  
(担当：指定係・就労支援係)

## 特定障害福祉サービスの種別ごとのサービス量（定員数）について

日頃から、本市障がい福祉行政の推進にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）及び障害者総合支援法施行規則により、サービスの量を定めて指定を行うことになっております。

令和4年4月1日現在で種別ごとのサービス量（定員数）が、本市において必要な量（新潟市障がい福祉計画に示すサービス見込み量）に達しているサービスがあるため、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

## 1 生活介護

令和4年4月1日現在のサービス量（定員数）：1, 281人

第6期新潟市障がい福祉計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値／人分（月）	1, 535	1, 576	1, 617

## 2 就労継続支援A型

令和4年4月1日現在のサービス量（定員数）：402人 ※サービス見込み量を超過

第6期新潟市障がい福祉計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値／人分（月）	294	305	316

## 3 就労継続支援B型

令和4年4月1日現在のサービス量（定員数）：2, 104人 ※サービス見込み量を超過

第6期新潟市障がい福祉計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値／人分（月）	2, 016	2, 024	2, 028

## 【問い合わせ先】

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602-1

新潟市福祉部障がい福祉課

Email：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

○生活介護・就労継続支援A型 指定係 TEL：025-226-1241 FAX：025-223-1500

○就労継続支援B型 就労支援係 TEL：025-226-1249 FAX：025-223-1500

(参考)

○障害者総合支援法

(指定障害福祉サービス事業者の指定)

第三十六条 (中略)

2 就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第一項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

(中略)

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十九条第一項の指定をしないことができる。

※第三十六条第5項の規定は、地方自治法施行令第百七十四条の三十二を適用し、指定都市である本市に関する規定として読み替えます。

○障害者総合支援法施行規則

(法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス)

第三十四条の二十 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。